



# 住宅用消火器購入促進事業のご案内

## 助成対象の 消火器等

令和8年4月1日～令和9年1月31日までの間に購入した消火器  
(エアゾール式簡易消火具含む) かつ、以下の条件に合致するもの

～消火器～  
総務省が定める型式適合検定の  
合格表示があるもの

合格表示⇒



～エアゾール式簡易消火具～  
総務省が定める規格に適合する  
旨の自主表示があるもの

自主表示⇒



## 助成金額

1世帯につき1本、購入金額の1/2 (上限1万円)

※1円未満の端数は切り捨てとなります。

※ポイント等で支払ったものについては助成対象外となります。

## 申請対象者

世田谷区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主または世帯員で、  
かつ、現に世田谷区に居住している方 (1世帯につき1回限り)

## 申請方法

以下のいずれかの方法により、お申し込みください。

- ①オンライン手続き：区HP (下記二次元コードからアクセスできます)
- ②郵送：申請書を記入し、添付書類とあわせて災害対策課までご郵送ください。
- ③窓口：申請書を記入し、添付書類とあわせて災害対策課へご持参ください。

災害対策課住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

※申請には以下の添付書類が必要となります。ご用意いただきご申請ください。  
・領収書の写し (購入者(申請者)名、製品名、購入日、金額が記載されたもの)  
・申請者の口座情報が確認できる書類の写し

※申請者名、領収書の宛名、振込口座の名義が全て一致している必要があります。

## 申請期限

令和9年1月31日 (日) まで

※郵送の場合は1月29日 (金) 必着となります。

※窓口での申請受付は1月29日 (金) 午後5時までとなります。

## 注意事項

- ・古い消火器の引き取りにかかる費用や送料等は助成の対象外となります。
- ・申請額が予算上限に達した場合は、早期に受付を終了する場合があります。
- ・当事業の詳細は、区HPよりご確認ください。

## お問合せ先

せたがやコール

電話 (03) 5432-3333

ファクシミリ (03) 5432-3100

受付時間 午前8時から午後9時まで 年中無休

区HPはこちらより  
ご覧ください。

